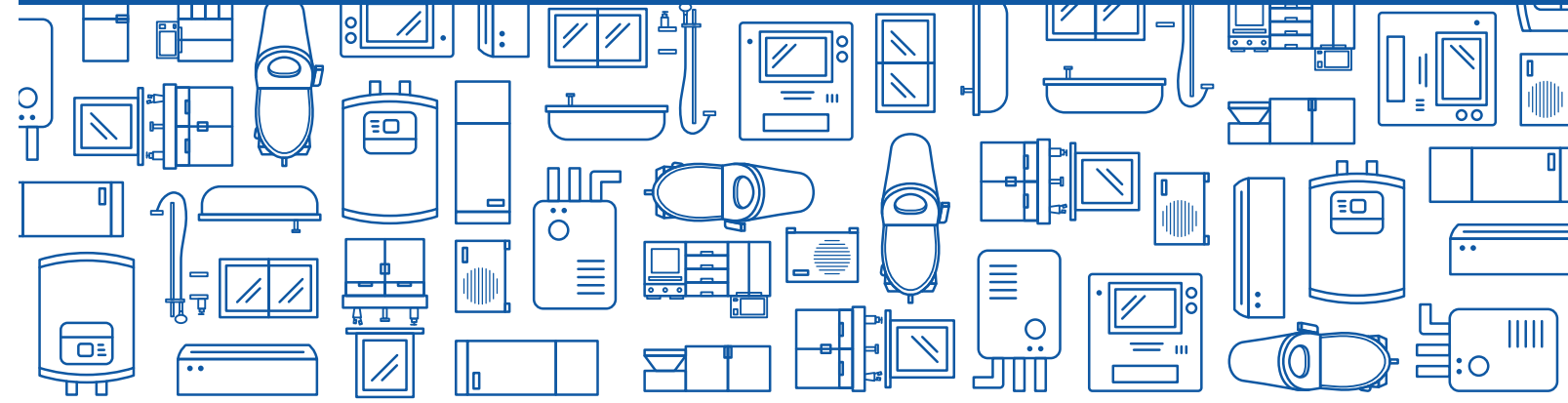




住宅設備機器の保証

&

いえらぶ パートナーズ
by Benefit Station

Fast DOCTOR
ファストドクター

のごあんない



必ず管理会社様(家主様)から、「物件名」「ご入居者」「メーカー」「型番」「製造年月日」をご確認の上、ご連絡ください。(ご入居者様からのお問い合わせは受付できません。)

住宅設備機器保証に関する連絡先

 TAKUMI W&P 修理受付センター

TEL 0120-423-116

電話受付時間：10時～19時(年末年始を除きます)

※修理対応時間と異なる場合がございます。

※保証対象設備の故障発生から7日以内にご連絡をいただく必要があります。
(7日を超えると本サービスの利用請求はできません。)

その他に関する連絡先

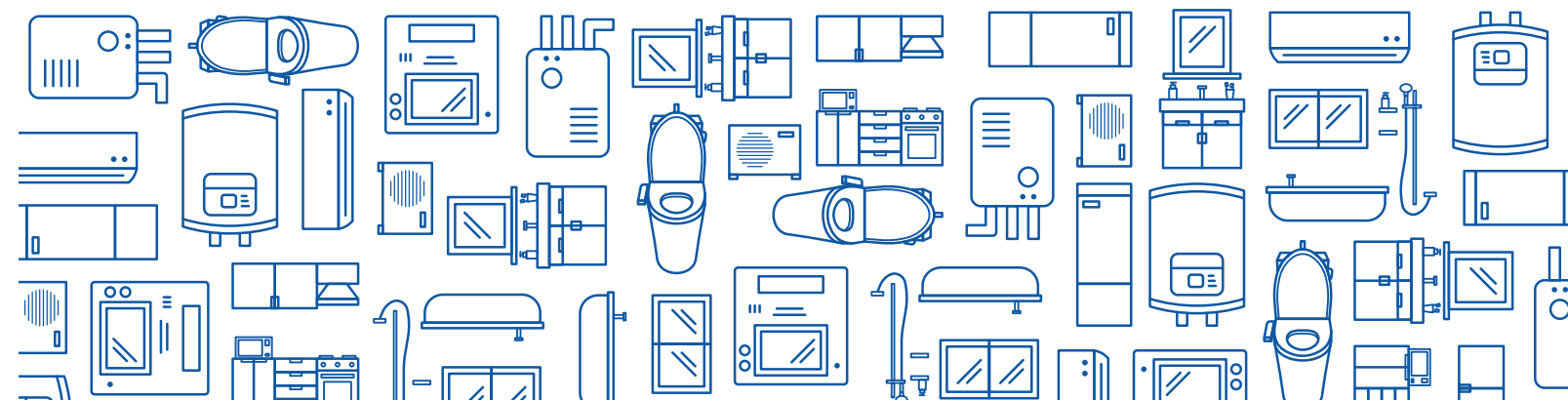
いえらぶ パートナーズ

TEL 03-6240-3362

電話受付時間：9時～19時(土日祝を除く)

 TAKUMI W&P

いえらぶ パートナーズ





住宅設備機器の保証

メーカー各社に
障)が発生した際

よる保証終了後の一定期間において、取扱説明書通りの設備及び製品使用時に故障・不具合(自然故
に、サービス規約に基づき、設備及び製品の無償修理(補償限度額の範囲内)を提供するサービスです。

保証内容 自然故障(製品瑕疵)

取扱説明書記載の通常使用で発生する故障が対象となり
ます。ただし、消耗品等の損害は除外されます。
※メーカー保証の内容に準拠します。

対象物件・設備 居住用の賃貸物件

サービス主体となる賃貸管理会社で管理している物件に設置されて
いるオーナー所有の住宅用の設備機器が対象です。
(製造から10年以内に限る)

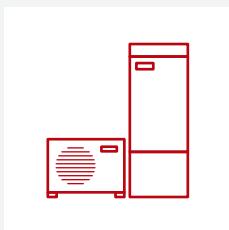
上限金額

1故障あたり **10万円** (税込) **延長保証対象** = **部品代 or 交換機器費用** + **技術料(基本工賃)**
部品交換でも修理できない場合は、同等の製品を再調達します。
※修理回数の制限はなく、1回の故障に対する修理に対して適用するものです。

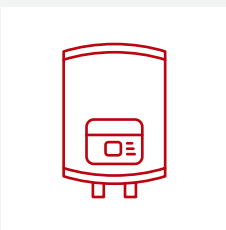


対象品目

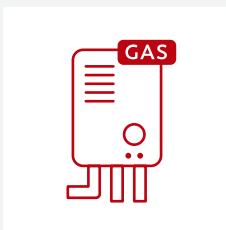
充実の10品目 ・製造から10年以内の製品のみ対象 ・自然故障(説明書、仕様書通りの使用で発生する故障)



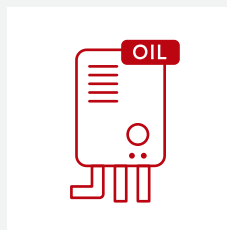
エコキュート



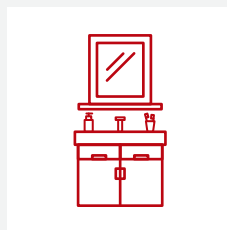
電気温水器



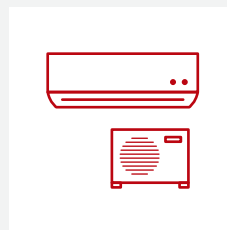
ガス給湯器



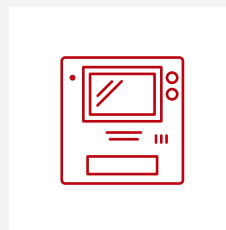
石油給湯器



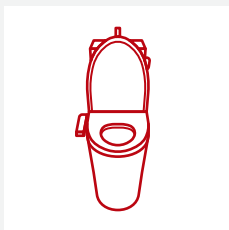
洗面台



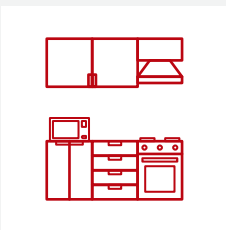
エアコン



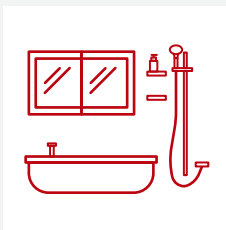
インターホン



多機能便座



システムキッチン ※1



システムバス ※2

※1 システムキッチンの標準構成に含まれるビルトインタイプの以下の製品が含まれます。

ガスコンロ、IHクッキングヒーター、オープンレンジ、レンジフード、換気扇、食洗機、浄水器、電動昇降棚、照明器具本体

※ただし、キッチンメーカーを通じて修理が依頼できる製品に限りです。また、システムキッチン設置後に追加された製品は対象になりません。

※2 システムバスの標準構成に含まれるビルトインタイプの以下の製品が含まれます。

浴室換気乾燥機、ミストシャワー、ジェットバス、操作パネル、照明器具本体

※ただし、バスメーカーを通じて修理が依頼できる製品に限りです。また、システムバス設置後に追加購入された製品は対象になりません。別途単体での保証をご案内ください。

主な対象メーカー

LIXIL
TOTO
Panasonic
東芝
日立
三菱
ダイキン
長府製作所
リンナイ
パロマ
ノーリツ

パーパス
ハーマン
コロナ
永大産業
クリナップ
サンウェーブ
三化産業
サンデン
シャープ
富士通ゼネラル
高須産業

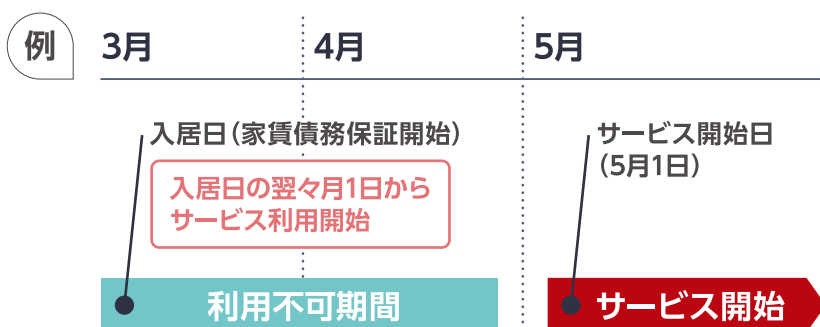
タカスタンダード
トステム
ハウステック
ヒーテック
マックス
和光製作所

記載のないメーカーがある場合、取扱が可能か調査しますので、裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

サービスの利用開始日・利用不可期間について

賃貸物件向け住宅設備機器の保証は、賃貸借契約開始日(入居日)または当社の提供するハウスサポートサービスの開始日(入居日)が属する月の翌々月1日から利用開始となります。入居日当月およびその翌月の最大2か月間は本サービスの利用不可期間となります。

※いえらぶパートナーズが、保証委託契約の締結またはハウスサポートサービスの加入を確認した日付によっては、サービス開始日が後ろ倒しになる可能性があります。詳細は「住宅設備機器保証規約」をご確認ください。



■保証対象設備の条件

- ①賃貸借契約開始日において、外装割れ、水濡れ等がなく正常に動作していたこと。
- ②日本国内で修理可能なもの。
- ③日本国内でメーカーが発売した、当該メーカーの正規品であること。

■保証対象損害となる故障

自然故障
取扱説明書や添付ラベル等の注意書に沿って、正常に使用したにもかかわらず、保証対象設備に生じた電氣的・機械的故障で、かつ、メーカーの保証規定にて保証対象となる故障をいいます。

■保証対象設備から除かれるもの

- ①設備機器の付属品・消耗品(フィルター・パッキン等)。
- ②設備機器内のプログラム、データ等のソフトウェア。
- ③業務用として販売されている設備機器
- ④業務用に利用されている設備機器。
- ⑤当該住宅設備機器のメーカー修理(メーカーが指定する正規の修理拠点での修理を含みます。)以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされたとサービス提供会社が判断した設備機器。
- ⑥製造日から10年を経過している設備機器。
- ⑦利用者以外の者が所有する設備機器。
- ⑧保証開始時点で正常に稼働していない設備機器。
- ⑨製品本体の内蔵、外付を問わず、増設された機器類。



全国多数の施設で お得にご利用 いただけます！



豊富なジャンルの
利用可能施設を
ご用意しました！



グルメ



レジャー



旅



フィットネス



映画



ショッピング

ここも!? あそこも!? こんなに安く利用できる！利用施設の例



富士急ハイランド

フリーパス（おとな・中高生・小学生）
200円OFF!



ピザハット

セットや割引商品の総額から
5%OFF!



タイムズカーレンタル

一般料金から
10%～40%OFF!



カラオケ JOYSOUND直営店

室料（17時～20時） 室料（左記以外）
50%OFF! 30%OFF!



TOHOシネマズ

デジタルクーポンコード（一般）
1,900円→**1,400円!**



コナミスポーツクラブ

3月～5月の月会費
5,390円～14,520円→**1,100円!**

※掲載の情報は2023年3月現在の情報です。

サービスの利用はこちらから

右記QRよりアクティベーションキーを取得後、アカウント登録をお願いします。
※企業様向け福利厚生プログラムとなる「ベネフィットステーションアプリ」や、web検索からアクセスした「ベネフィットステーション」はご利用できません。



各種
お問い合わせ

▶ 選べる優待サービス Benefit Station カスタマーセンター

0800-9192-919（フリーダイヤル）

【受付時間】10:00～18:00
※上記番号につながらない場合や海外からは03-6870-3716（有料）におかけください。

〈運営会社〉

いそぎ パートナース

〒163-0248 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル48階
TEL.03-6240-3390

夜間・休日の急病に すぐに医師がかけつけます！

保険証・医療証
ご利用可能



自宅で診察、検査を行いその場でお薬をお渡しします。

サービスのポイント

POINT ① 夜間・休日・365日対応

POINT ② 幅広い症状に対応

POINT ③ 健康保険適用で安心

往診の流れ



スマホで申し込み
アプリから簡単に往診・
オンライン診断予約可能



医師が
ご自宅へ訪問



自宅で
診察・検査



その場でお薬を
お渡しします

家族の38度の熱
どうしよう...



この時間は
近くの病院が
開いていない...

対応エリア 国内最大

北海道・東京・神奈川・埼玉・
千葉・愛知・大阪・兵庫・京都・
奈良・福岡 ※一部対応エリア外。

ホームページURL
最新の対応エリアはこちらよりご確認ください。

<https://fastdoctor.jp/area/>



対応時間 24時間対応

月～土／18:00～翌朝6:00
日・祝／6:00～翌朝6:00



ご自宅であらゆる症状に対応できるよう、万全の準備をしています

・80種類以上の薬
（小児用の粉薬）
・ポータブルX線
・白血球測定キット
・ポータブルエコー

・点滴セット
・心電図
・縫合セット
・整形外科セット
（ギブスシーネ、松葉杖、三角巾など）



大学病院勤務などの医師860名が在籍

内科専門医、小児科専門医など、症状に対応できる担当医が診察します。



様々な感染症の
検査が可能

▶ 新型コロナウイルス
▶ インフルエンザ
▶ 溶連菌 など



医師が移動する交通費が無料に！ 下記の手続きで医師が移動する交通費が無料になります！

STEP.1 | まずはファストドクターアプリをダウンロード！

アプリから往診依頼、オンライン診断依頼が行えます！診察
の流れや、往診料など気になる情報がカンタンにわかります！
まずは、お手持ちのスマホにアプリのダウンロードをお願いし
ます。

iPhoneの方は
こちらから
ダウンロード！



Androidの方は
こちらから
ダウンロード！



STEP.2 | 特典の企業番号〔797555〕を入力

アカウントの「企業、会員番号」より、企業番号〔797555〕を入力し、登録を行ってください。
もしもの時に、すぐにファストドクターアプリから診察相談可能！



Fast DOCTOR
夜間に安心を、ファストドクター

夜間・休日保険適用

365日・年中無休

0120-963-393

【診察時間】
平日18時～朝6時
日祝24時間

住宅設備機器保証規約

第1章 総則

第1条（サービスの運営等）

- 株式会社いすらびパートナーズ（以下「当社」といいます。）は、匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下「匠WP」といいます。）と株式会社いすらびパートナーズ（以下「当社」といいます。）と共同して、住宅設備機器保証規約（以下「本規約」といいます。）に従い「住宅設備機器保証」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本サービスの詳細は別紙に定めるものとします。
- 次に定義する利用者に対して発する第22条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとします。
- サービス提供会社が、本規約の他に別途サービス提供会社の指定する方法に定める各サービスの利用規約及び各サービスの「ご案内」又は「本サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項及び利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
- 利用者が本サービスを利用するには、本規約のほか、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。

用 語	定 義
① 本サービス（住宅設備機器保証）	当社と保証委託契約を締結、または当社の提供するハウスサポートサービスの申込をした者（以下「本賃借人」といいます。）が居住し、かつ当社の運営する無料会員サービスの会員が所有する賃貸用住宅（以下「本物件」といいます。）に設置された保証対象設備（第2号に定義します。）に生じた自然故障（第3号に定義します。）に関して、別紙に定めるとおり、保証期間及び補償上限金額の範囲内で、当社の提供する修理サービス又は交換品提供サービスの総称をいいます。
② 保証対象設備	本物件内に設置された住宅設備機器をいいます。なお、詳細は別紙に定めるものとします。
③ 自然故障	取扱説明書や添付ラベル等の注意書に沿って、正常に使用したにもかかわらず、保証対象設備に生じた電気的・機械的故障で、かつ、当該保証対象設備の製造メーカー（以下「メーカー」といいます。）の保証規定にて保証対象となる故障をいいます。なお、詳細は別紙に定めるものとします。
④ 利用者	当社の運営する無料会員サービスの会員であり、サービス提供会社が指定する方法にて本サービスの申込を行い、サービス提供会社がこれを承諾し、サービス提供会社所定の手続きを完了した者。
⑤ 利用契約	本規約に基づきサービス提供会社と利用者との間に締結される、本サービスの提供に関する基本契約。
⑥ 個別利用契約	本規約に基づきサービス提供会社と利用者との間に締結される、本賃借人ごとの本サービスの提供に関する個別契約。
⑦ 修理サービス	故障した保証対象設備を修理すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。
⑧ 交換品提供サービス	故障した保証対象設備につき、サービス提供会社による修理サービスの提供が困難な場合、当該保証対象設備と同種の、サービス提供会社が指定する住宅設備機器をサービス提供会社が利用者に提供すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。
⑨ 賃貸借契約開始日	個別利用契約締結後における本賃借人の賃貸借契約の開始日（当社による家賃債務保証開始日もしくはハウスサポートサービス開始日）とします。

第3条（本規約の変更）

- サービス提供会社は、利用者の承諾を得ることなく、サービス内容、各種手数料ならびにこれに付随するサービス内容等、本規約（本規約に基づく利用規約等を含むもの）とします。以下、同じとします。）を変更することがあります。なお、本規約が変更された場合には、以後、改定後の新規約を適用するものとします。
- 改定後の新規約については、サービス提供会社が別途定める場合を除いて、サービス提供会社指定の方法により通知した時点より、効力を生じるものとします。

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供範囲）

本サービスの提供範囲は、別紙の「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。

第5条（第三者への委託）

サービス提供会社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、利用者の事前の承諾、又は利用者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

第6条（本サービスの廃止）

- サービス提供会社は、サービス提供会社の判断により、本サービスの全部又は一部を一時的又は永続的に廃止することがあります。
- サービス提供会社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、利用者に対し、本サービスを廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。

第3章 本サービスの利用契約の締結等

第7条（利用契約及び個別利用契約の締結）

本サービス利用の申込みは、本サービスの利用を希望する者が、本規約に同意のうえ、サービス提供会社所定の方法により行うものとします。なお、当該申込みに対して、サービス提供会社所定の承諾の手続きをすることをもって本サービスの利用契約及び個別利用契約が締結されたものとします。

第8条（本サービスの提供期間）

本サービスの提供期間は、個別利用契約締結後、賃貸借契約開始日（入居日）又は当社の提供するハウスサポートサービスの開始日（入居日）が属する月の翌々月の初日から開始し、終了原因を問わず当該個別利用契約が終了するまで、又は、別紙に定める保証期間が終了するまでのいずれか短い期間とします。なお、本サービスの提供期間の開始日は、当社ならびに匠WPの双方が、不備なく個別利用契約が締結されたことを確認した日の属する月以前になることはありません。また、提供期間中の故障等であつたとしても、提供期間終了後にも本サービスの利用請求があった場合には、本サービスの提供はできません。

2.利用契約が終了した場合は個別利用契約も同時に終了するものとします。

第9条（利用者の報告事項）

- 利用者は、サービス提供会社へ届け出ている氏名、電話番号等に変更があるときは、事前にサービス提供会社所定の変更手続きを行うものとします。
- 利用者が、本条第1項の変更手続がなかったこと、若しくは変更手続を遅滞したことにより、利用者が不利益を被ったとしても、サービス提供会社は一切責任を負わないものとします。

第10条（権利の譲渡制限）

利用者は、本サービスの提供を受ける権利を、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

第11条（サービス提供会社が利用者の権利を行使）

- サービス提供会社は、利用者が次のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部又は全部を停止し、若しくは利用契約を解除することができるものとします。
 - 第12条（利用者負担金の支払義務）に定める支払義務を怠ったとき。
 - 第15条（禁止事項）に定める行為を行ったとき。
 - 仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - 破産等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - 死亡したとき。
 - 支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
 - 被後见人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
 - 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたこととサービス提供会社が認めたとき。
 - 反社会的勢力の構成員若しくは関係者であることが判明したとき。
 - 法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - 利用者の責めに帰すべき事由により、サービス提供会社による本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - 第9条（利用者の報告事項）に違反したとき。
 - サービス提供会社から利用者に対する連絡が不通となったとき。
 - 利用者が申込によって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、若しくはそのおそれがあるとき。
 - 前各号に掲げる事由の他、利用者の責めに帰すべき事由により、サービス提供会社の業務の遂行に支障をきたし、又はきたすおそれが生じたとき。
 - 本規約の規定に違反するとサービス提供会社が判断したとき又はその他サービス提供会社が利用に対して本サービスを提供することが不適当とサービス提供会社が判断したとき。
- サービス提供会社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したとき、若しくは利用契約・個別利用契約を解除したことにより利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第4章 利用者負担金等

第12条（利用者負担金の支払義務等）

- 利用者は、別紙に定める利用者負担とされる会員（以下「利用者負担金」といいます。）について、利用者が本サービスにおける修理サービス・交換品提供サービスの提供をサービス提供会社に請求した時点より、サービス提供会社に対して支払義務を負うものとします。なお、利用者が当該支払義務を履行するまで、サービス提供会社は、本サービスの提供を停止できるものとし、利用者は本サービスの利用ができないものとします。
- 利用者は、理由の如何を問わず利用契約又は個別利用契約が終了した場合、サービス提供会社に対する一切の債務を、当該利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までにサービス提供会社に対し弁済するものとします。

第13条（利用者負担金の支払方法等）

- 利用者は、利用者負担金を、サービス提供会社の指定する金融機関口座に対する振込み等サービス提供会社が定める方法にて、サービス提供会社が指定する期日までに支払うものとします。なお、当該支払いに関連して発生する手数料等の費用は、利用者の負担とします。
- サービス提供会社は、利用者が利用契約に基づき債務の支払を遅延したときは、利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率14.6％の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

- サービス提供会社が責めに帰すべき事由によらず、本サービスを使用することができなくなった場合であっても、利用者負担金の減額・返還、損害賠償を含め、サービス提供会社は一切の責任を負わないものとします。
- サービス提供会社は、利用者負担金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとします。

第14条（期間の損失の喪失）

利用者は、第11条（サービス提供会社からの利用停止・解除）によりサービス提供会社による解除がされた場合、若しくは第15条（禁止事項）各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、サービス提供会社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第5章 利用者の義務等

第15条（禁止事項）

- 利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下各号に定める行為を行ってはならないものとします。
- サービス提供会社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用行為。
 - サービス提供会社又は第三者の著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の知的財産権を侵害する行為、若しくは侵害するおそれのある行為。
 - サービス提供会社又は第三者の財産、プライバシー、肖像権を侵害する行為、若しくは侵害するおそれのある行為。
 - サービス提供会社又は第三者を差別・誹謗中傷し、若しくはその名誉・信用を毀損する行為。
 - 関係法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
 - 犯罪行為、又はそれを誘発・助長する行為。
 - 本サービスにより利用する情報を改ざん、又は消去する行為。
 - 本サービスの申込又は利用請求に当たって虚偽の事項を記載、申告等する行為。
 - 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - 猥褻、虐待等、児童及び青少年に影響を及ぼす情報、画像、音、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為。
 - 無断連絡網（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為。
 - 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和15年法律第57号）に違反する行為。
 - 暴力、脅力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。
 - サービス提供会社若しくは第三者の設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為。
 - 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報 را収集する行為。
 - 前各号に該当するおそれがあるサービス提供会社が判断する行為。
 - その他、社会的公序を乱案のうえ、サービス提供会社が不適当・不適切なと認める行為。

第16条（自己責任の原則）

- 利用者は、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、サービス提供会社に対しいかなる責任も負担せねないものとします。利用者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合、又は第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
- 利用者は、第三者の行為に対する要請、疑問又はクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
- サービス提供会社は、利用者がその故意又は過失によりサービス提供会社を被らせたときは、利用者が当該損害の賠償を請求することができるものとし、利用者はサービス提供会社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

第17条（秘密保持）

利用者は、本サービスの利用に関連して知り得たサービス提供会社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

第18条（知的財産権）

- 本サービスにおいてサービス提供会社が利用者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メルマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的財産権は、サービス提供会社又はサービス提供会社の指定する第三者（権利者）に帰属するものとします。
- 利用者は、前項の提供物を以下のとおり取扱うものとします。
 - 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - 複製・改変・編集等を行わず、また、リバーエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

第6章 個人情報の取扱

第19条（個人情報の取扱）

- 利用者は、本サービスの提供に不可欠なサービス提供会社の提携事業者から請求があったときは、サービス提供会社がその利用者の氏名及び住所等をその当該提携事業者へ、秘密保持と厳重管理を認めたうえ、通知する場合があることについて、同意するものとします。
- 利用者は、本サービスの提供にあたって、利用者から取捨した個人情報の取扱については、サービス提供会社各社の定めるプライバシーポリシーに従うものとします。

第7章 損害賠償等

第20条（損害賠償）

利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、サービス提供会社又は第三者に損害を与えた場合には、サービス提供会社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁済上費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

第21条（損害賠償の制限）

- サービス提供会社は、本規約で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行行為、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、別紙に記載する1回あたりの補償上限料金を超過し賠償の責任を負わないものとします。ただし、利用者が本サービスの利用に関してサービス提供会社の故意又は重大な過失により損害を被った場合についてはこの限りではありません。
- サービス提供会社は、利用者のための問合せを迅速無誤に受け付けることを保証するものではありません。
- サービス提供会社は、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
- 本サービスは、メーカーが提供する正規サポートを代行するサービスではありません。ただし、問合せの内容によっては、問合せの対象となる提供物を提供するメーカーのホームページを紹介することや、それぞれに対して利用者自身で直接問合せをすることを依頼するに留まる場合があります。
- サービス提供会社は、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した手続・作業等の内容について保証するものではありません。
- サービス提供会社は、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した手続・作業等の実施に伴い、生じる利用者の損害について、一切の責任を負いません。
- 利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、サービス提供会社は一切責任を負いません。
- サービス提供会社は、第6条（本サービスの廃止）、第11条（サービス提供会社からの利用停止・解除）の規定による本サービスの一時中止、利用の停止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる利用者の損害について、一切の責任を負いません。
- サーバ障害（コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国境、治安等を始めとする各種分野のコンピュータシステムに侵入し、データを盗取、改ざん等々なる手段で国家又は社会の重要な基礎を機能不全に陥れる行為をいいます。）、自然災害（第三者による放火等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難となり不可抗力となり、サービス提供会社は一切責任を負いません。）
- サービス提供会社は、業務の遂行やむを得ない理由があるときは利用電話番号を変更することがあります。
- サービス提供会社は本サービスに係る保証対象設備内の情報等の保管、保存、バックアップ、同一性の維持に関し、本規約に定める事項以外に何らの保証も行わず、当該情報等の変質、毀損、障害、滅失等について、何らの責任も負わないものとします。

第8章 その他

第22条（通知）

- サービス提供会社から利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載又はその他サービス提供会社が適切と判断する方法により行うものとします。
- 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に利用者到達したものとなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で利用者到達したものとなすものとします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で本サービス利用者到達したものとみなすものとします。
- 利用者が第1項の通知を確認したかしたことにより不利益を被ったとしても、サービス提供会社は一切責任を負わないものとします。

第23条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第24条（法令規定事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところに従うものとします。

第25条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、利用者とサービス提供会社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

第26条（紛争解決）

利用者とサービス提供会社の間で本規約又は本サービスに関連して訴訟が生じた場合には、訴訟に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2021年9月1日 制定

2022年11月1日 改定

「住宅設備機器保証」に関する修理・交換品提供サービスその他についてのお問合せ先

修理受付センター

電話番号：0120-423-116（電話受付時間：10時～19時 ※年末年始を除きます）

※修理対応時間と異なる場合がございます。

■保証対象設備

本物件内に設置された利用者所有の以下の住宅設備機器が本サービスの保証対象となります。ただし、以下の条件を満たさない、住宅設備機器は本サービスの保証対象外となります。

対象機器	内 容
給湯器	自然冷媒ヒートポンプ給湯機、ガス給湯器、電気温水器、石油給湯器、ハイブリッド給湯器
システムキッチン	ビルトインガスコンロ、ビルトインIHクッキングヒーター、ビルトインオーブンレンジ、レンジフード、換気扇、ビルトイン食洗機、ビルトイン浄水器、電動昇降機、照明器具本体
システムバス	浴室換気乾燥機、ミストシャワー、ジェットバス、操作パネル、照明器具本体
温水洗浄便座	温水洗浄便座（便器一体型のみ）
洗面化粧台	曇り止めヒーター、照明器具本体
壁掛けエアコン	※ビルトインエアコン等、壁掛けエアコン以外は対象外
テレビドアホン	設置固定されている室内機・室外機一対のみ。 ※マンションの場合は専有部のみ

◆その他、保証対象設備の条件

- 賃貸契約開始日において、外装割れ、水濡れ等がなく正常に動作していたこと。
- 日本国内で修理可能なもの。
- 日本国内でメーカーが発売した、当該メーカーの正規品であること。

◆保証対象設備から除かれるもの

- 設備機器の付属品・消耗品（フィルター・パッキン等）。
- 設備機器内のプログラム、データ等のソフトウェア。
- 業務用として販売されている設備機器。
- 業務用に利用されている設備機器。
- 当該住宅設備機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点での修理を含みます。）以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされたサービス提供会社が判断した設備機器。
- 製造日から10年を経過している設備機器。
- 利用者以外の方が所有する設備機器。
- 保証開始時点で正常に稼働していない設備機器。
- 製品本体の内蔵、外付を問わず、増設された機器類。

■保証対象損害となる故障

自然故障

…取扱説明書や添付ラベル等の注意書に沿って、正常に使用したにもかかわらず、保証対象設備に生じた電気的・機械的故障で、かつ、メーカーの保証規定にて保証対象となる故障をいいます。

■本サービスの保証期間・提供期間

本サービスの提供期間は、個別利用契約が締結されていることを前提として、契約開始日が属する月の翌々月の初日から家賃債務保証終了日、又は当社の提供するハウスサポートサービスの終了日まで、又は終了原因を問わず個別利用契約が終了するまでの期間とし、本サービスの保証対象となる故障の発生期間についてもこれに準じるとものとします。なお、本サービスの提供期間の開始日は、当社ならびにサービス提供会社の双方が、不備なく個別利用契約が締結されたことを確認した日の属する月以前になることはありません。また、保証期間には、各保証対象設備のメーカー保証期間を含みます（メーカー保証期間によって本サービスの保証期間は変わります。）。

■本サービスの利用方法

本サービスの、利用方法は以下の通りとなります。なお、本サービスの提供は、サービス提供会社へご連絡をいただいた後、利用者の住宅への訪問対応となります。

- 本サービスの利用の連絡は、サービス提供会社が運営する「修理受付センター」（以下「受付窓口」といいます。）へ、利用者本人から直接電話等により、ご連絡ください。なお、保証対象設備の故障発生から7日以内に行う必要があり、当該7日を超えた場合には、サービス提供会社へ当該保証対象設備に係る本サービスの利用請求をできないものとします。
- 受付窓口は、利用者からのご連絡を受けた際に、利用者の本サービスの加入状況、保証対象設備に関する情報の照会・確認をします。そのため、本サービスの申込書・請求書等、利用者に確認可能な本サービスに関連する書面の用意をしてください。また、個人情報保護法に基づき本人確認をお願いすることもあります。
- 受付窓口は、利用者の故障した保証対象設備の状況等について、電話等にて確認します。また、当該保証対象設備の故障に係る事故等（いっ、どこで、どのような具体的状況で生じたか）について説明を求められる場合があります。なお、利用者がサービス提供会社よりその説明を求められたときに事故に関する情報を提供しなかった場合には、利用者の本サービスの利用請求を、サービス提供会社が受理しない場合があります。
- 上記(3)の確認の結果、保証対象設備に本サービスの保証対象損害である自然故障が生じていると受付窓口が判断する場合、利用者は、サービス提供会社から訪問対応の日時を決定するものとします（※利用者は、本規約に同意したものとし、上記の他、サービス提供会社から別途本サービスに関する指示を行います。このとき、修理可能な場合、修理業者は、保証対象設備の修理を行います。）

※以下の場合は、修理業者より利用者へ当該事由について通知し、利用者の意思を確認した上で、それぞれに準じて、修理業者は本サービスの提供・中止等をするものとします。また、利用者が、サービス提供会社による電話又は訪問において故障に係る調査を必要とする場合においても、それに協力しない場合は、本サービスの提供が遅延又は不能となる場合があります。

- 上記(3)の利用者の保証対象設備の故障が利用者の事故状況の説明と相違すると修理業者が判断する場合
- 下記保証上限金額を超え利用者負担が生じる場合
- 修理不可可能で交換品を提供する行の場合

- 修理業者の訪問時において、本物件内にて保証対象設備をサービス提供会社が確認できない場合、また設置状況により保証対象設備へ本サービスの提供の継続が困難と修理業者が判断した場合（利用者が訪問時に不在で本サービスの提供が行えない場合を含みます。）等）には、サービス提供会社は利用者の本サービスの提供を中止します。なお、この場合、訪問対応に関わる出張費用、検査費用等は利用者の負担とします。
- 本サービスを遂行する際、サービス提供会社は動作確認のため、保証対象設備でテスト稼働を行う場合があります。その場合に発生した費用につきましては、利用者の負担とするものとします。

「住宅設備機器保証」に関する修理・交換品提供サービス その他についてのお問合せ先	「修理受付センター」 電話番号：0120-423-116（電話受付時間：10時～19時 ※年末年始を除きます） ※修理対応時間と異なる場合がございます。
--	--

◆訪問対応確認書類

本サービス提供依頼がされた保証対象設備のメーカー保証書

※確認できない場合、サービス提供会社は、該当の保証対象設備への本サービスの提供ができない場合があります。なお、この場合、訪問対応に関わる出張費用、検査費用等は利用者の負担とします。

◆訪問前確認

利用者は、受付窓口にて訪問対応であることを伝えられた場合、その訪問対応の日時までに、本物件内における保証対象設備の設置場所周辺を整頓し、修理業者が訪問時に保証対象設備の検証・修理等を行う際の作業スペースを十分確保できるようにするものとします。

なお、訪問時に保証対象設備の設置場所周辺が整備されていない場合、サービス提供会社による保証対象設備の検証・修理等が行えず、サービス提供会社が本サービスの提供を継続することができないと判断した場合、本サービスの提供を中止する場合があります。この場合、出張修理に関わる出張費用、検査費用等は利用者の負担とします。

■修理サービス・交換品提供サービス ※本サービス提供時における貸出機のレンタル等はしません。

1. 修理サービス

- 本サービス提供期間中に、利用者から本サービスの利用請求があったとき、本規約に基づき修理をします。
- 修理サービスの提供において、下記に定める補償上限金額を超え、利用者負担が生じる場合について、サービス提供会社は提供しない場合があります。
- 修理サービスの提供において、サービス提供会社は、技術上又は修理用部品の調達困難性等を理由に、修理サービスを提供できない場合があります。
- 修理サービスの提供において、下記に定める補償上限金額を超え、利用者負担が生じる場合について、サービス提供会社はあらかじめ利用者に当該修理サービスの提供を受け可否につき、確認するものとし、当該確認時において利用者の利用の意思が確認できな場合に、サービス提供会社が当該修理サービスの提供を行うものとします。

別紙 本サービスの詳細

2. 交換品提供サービス

本サービス提供期間中に、故障した保証対象設備につき、サービス提供会社による修理サービスの提供が困難な場合、交換品として、故障した保証対象設備と同種類のサービス提供会社が指定する保証対象設備機器をサービス提供会社が利用者に提供します。

- サービス提供会社は、利用者に交換品提供サービスを提供する場合、又は交換品提供サービスの提供において補償上限額を超え、利用者負担が生じる場合には、サービス提供会社は、利用者に当該交換品提供サービスの提供を受け可否につき、確認するものとし、当該確認時利用者の利用継続の意思が確認できた場合において、サービス提供会社が当該交換品提供サービスの提供を再開するものとします。
- 利用者は、サービス提供会社から交換品を受領した後、交換品に故障がないことを確認します。交換品に故障が確認された場合、利用者は交換品受領日後7日以内にサービス提供会社へ連絡することとし、利用者からサービス提供会社へ当該連絡がない場合は交換品に故障がないものとみなします。
- 交換品に故障がある旨、利用者からサービス提供会社と連絡があり、サービス提供会社が当該交換品に故障があるものと判断できた場合には、サービス提供会社から利用者へ新たな別の交換品（以下「新交換品」といいます。）に交換するものとします。

◆サービス提供のみなし完了

サービス提供会社の責めに帰すべき事由によらず、交換品の配送が完了しない場合（サービス提供会社が発送した日から7日以内に該当する住宅設備機器を利用者が受領しない場合）は、利用者に問い合わせの連絡をします。また、サービス提供会社が発送した日から14日以内に該当する住宅設備機器を利用者が受領しない場合、サービス提供会社は、当該利用者へ交換品提供サービスの提供を完了したものとみなします（本サービスの提供回数の算定に含まれるものとします。）。なお、利用者が受領しないことから、サービス提供会社と返送された住宅設備機器は、返送された日から30日間で利用者は所有権を放棄したのとし、サービス提供会社が処分できるものとします。

◆補償上限金額

サービス提供会社は、以下に定める通り、補償上限金額の範囲内で、利用者に修理サービス・交換品提供サービスの提供をするものとし、また、修理サービス・交換品提供サービスにおいて、その提供費用が補償上限金額を超える場合は、当該超過部分は利用者負担とし、利用者は当該超過部分相当額の支払義務をサービス提供会社に向うものとします（第12条参照）。また、交換品が提供される場合における故障等のある機器の廃棄費用は、利用者負担とします。

補償上限金額（税込）	修理サービス及び交換品提供サービス1回の本サービス利用につき故障発生時の再調達金額または10万円のいずれか小さい金額（※1・※2・※3・※4・※5）
------------	--

- ※1 住宅設備機器の種別毎に補償上限金額が設定されます。
- ※2 修理に要した費用として、出張費用、見積費用・修理技術費用・部品調達料等を含みます。このとき、遠隔地、離島の場合に要する、特出張費用（宿泊費を含みます。）は含まれないものとし、それらは利用者負担とします。
- ※3 交換品の購入費用、設置費用、送料、故障品の取外し費用、出張費用、見積費用・修理技術費用・部品調達料等を含みます。このとき、遠隔地、離島の場合に要する、特出張費用（宿泊費を含みます。）は含まれないものとし、それらは利用者負担とします。
- ※4 サービスの提供の際、利用者の申告した故障が確認できない場合等、本サービスの提供ができない場合に要した全ての費用は含まないものとし、それらは利用者負担とします。
- ※5 再調達金額は、本サービスの利用請求があった時点で、の故障等した保証対象設備と同性品とサービス提供会社が判断した新品の住宅設備機器の購入価格とします。

◆除外事項

次のいずれかに該当するとサービス提供会社が判断した場合、利用者は、利用契約に基づく本サービスの提供が受けられないものとします。

- 利用者または第三者による故意、重大な過失、保証対象設備の説明書等に従わないこと、又は法令違反に起因する場合。
- 取扱説明書等の瑕疵によって生じた損害の場合。
- 保証対象設備の取付け場所の移動、落下等により生じた損壊、水濡れ、また水濡れによるショートによる故障、等の故障の場合、および、保証対象設備が複数に分接される等、壊滅的な損害を被っているサービス提供会社が判断する場合。
- 盗難・紛失による損害（盗難・紛失に基づく不正利用等がされた場合の損害を含みます。）
- 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する場合、および、火災、落電、落盤、爆発又は外部物体との衝突、建物の倒壊等に起因する場合。
- 他の保証・保険制度等による損害の回復等が可能な場合（メーカー保証、第三者の提供する延長保証・損害保険制度を含みます。）
- 利用者の申告する故障・障害をサービス提供会社が確認できない場合、又は、保証対象設備の保証事項を示さない場合。
- 取扱説明書や添付ラベル等の注意書に沿って、利用者が行うべき保証対象設備の調整や内部清掃などの諸作業の場合。
- 保証対象設備が業務利用されている場合。
- 保証対象設備が住宅から離れ、転売・譲渡された場合。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政変等、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、又は暴動に起因する場合（群集又は多数者の集団の行動によって、全国又は一部地区において著しく平穏/害され、治安維持上重大な事象と認められる状態をいいます。）
- 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された場合（放射性、爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性を受けた場合を含みます。）
- 住宅又は保証対象設備が公的機関による差押え、没収等の対象となった場合。
- 利用者から虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
- 初期不良でできた故障（リコール対象となった部位等に係る故障を含みます。）。
- 保証対象設備の本サービスの対象となる故障以外の損害、附随的損害又は間接的損害。
- メーカー・型番・製造番号の確認の取れない保証対象設備の場合。
- ソフトウェア・データ破損・周辺機器等の、